

作成年月日；令和8年1月
評価責任者；地域産業基盤整備課長 猪又 真介
実施者；経済産業政策局地域産業基盤整備課

令和7年度 事前評価書

計画概要	事業名：鹿島第1・2期工業用水道強靭化事業		事業者名：茨城県	
	給水区域 鹿嶋市・神栖市		給水開始（予定）年月日 昭和47年11月 1日 (一部給水開始年月日) (昭和44年 2月 5日)	
	計画給水量 810,000 m ³ /日		現行給水能力 810,000 m ³ /日	
	契約給水量 748,089 m ³ /日		契約率 92.4%	実給水量 448,386 m ³ /日
	地域区分	地盤沈下・ 基盤整備	四大・新産・工特・ その他	
	工期 令和8年度			
水源・予算規模	水源	取水量	配水区分	浄水配水
	霞ヶ浦開発	9.953 m ³ /S	現行料金	18 円/m ³
	地下水	0.116 m ³ /S	予定料金	18 円/m ³
	総事業費	1,977,000千円	資金計画構成	
	補助対象事業費	1,977,000千円	国庫補助金	22.5%
	補助金総額	444,800千円	一般会計	0%
事業目的及び事業概要	令和7年度要求補助金額	444,800千円	地方債	0%
	補助率	22.5%	その他	77.5%
地下水保全（地下水転換を含む）の必要性	鹿島第1・2期工業用水道は、茨城県の南東部に位置し、鹿島臨海工業地帯を中心とした進出企業の工場建設計画及び工業用水道の需要に応じて2期に分けて建設を行っており、第1期210,000m ³ /日は、昭和41年度から建設を始め、昭和46年度に施設が完成し、第2期600,000m ³ /日は、昭和44年度から建設を始め昭和52年度に建設が完成している。平成23年の東日本大震災による工業用水配水管の被災状況を踏まえ、災害や漏水事故等への危機管理体制を強化するとともに、安定した工業用水道の供給を図ることを目的として工業用水道管路の耐震化を推進する。			
	a) 工業用水法における指定地域へ給水する事業 b) 工業用水法以外の法律・条令等により、地下水の取水が規制される地域へ給水する事業 [関連する法律等の名称： c) その他 []]			
事業着手の緊急性	【建設事業】 a)既に着工している [着工： 年 月] b)給水の要望があり、早急に事業を着手しなければならない [給水開始： 年 月] c)工業団地の分譲開始に向け、早急に事業を着手しなければならない [分譲開始： 年 月] d)その他 []			
	【改築事業及び強靭化事業】 a)漏水事故により、公共施設、住宅等に被害を及ぼした b)工業用水道施設に係る事故、トラブルにより給水先に被害を及ぼした c)大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域内に施設がある d)ハザードマップ等の浸水想定区域内に施設がある e)原水の悪化により支障が生じている f)川床変動により取水に支障が生じている g)その他 [東日本大震災で液状化が生じた地域であり、首都直下地震緊急対策区域に該当するため、緊急に耐震化を図る必要がある。]			

	<p>費用便益比：3. 4 5</p> <p>評価の対象とする便益項目：・地震による施設損壊リスク（操業停止）の回避便益（利用者） ・経年劣化による施設損壊リスクの回避便益（利用者） ・経年劣化による施設損壊リスクの回避便益（供給者）</p>		
事業を実施した場合の費用対効果分析	費用便益比の算定に含まれていない他の特別な事情	地域振興と計画との関連性	<p>施策名、指定地域及び関連する法律、条例 施策名：無 指定地域：無 関連する法律等の名称：無</p> <p>その他の特別な事情：無</p>
評価結果			工業用水道事業に係る政策評価実施要領に照らし合わせた結果、前提指標である費用便益比1. 0以上等を満たしており、優先採択指標である事業着手の緊急性を要していることから、本事業は補助対象として妥当である。